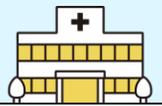


物価高騰対策支援金



(この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています)

受付
期間

令和8年

3月2日(月)から3月31日(火)まで

花巻市では、物価高騰による医療施設等の負担軽減を図るため医療施設等を運営する法人・個人に対し、支援金を支給します。支給対象となる場合は受付期間内に申請をお願いします。

支給 対象者

令和8年1月1日時点で花巻市内に所在する医療施設等を運営し、令和8年3月31日まで事業を継続する意思がある法人・個人

支給額

各施設、事業所ごとに裏面の算定方法により算出した額を支給します。

必要 書類

- ①花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書
 - ②振込先口座情報がわかる書類(通帳の表紙と見開き)の写し
- ※1 申請者名と振込先口座名義が異なる場合には委任状が必要です。
※2 施術所は、療養費の受領委任取扱指定を受けていることが分かる書類の写しを添付してください。
※3 その他支給の決定に必要な書類の提出を求めることがあります。

申請方法

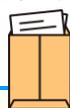
申請書作成

所定の用紙に記入



必要書類を封入

案内に同封された返信用封筒をご利用ください



投函

申請完了



※3月31日
当日消印有効

市ホームページは
こちらから



支援金の振込までは書類審査後、
約3週間程度かかります

【 お問い合わせ・申請書提出先 】

花巻市 健康こども部 地域医療対策課

〒025-0055花巻市南万丁目970-5 (花巻保健センター内)

☎41-3586・3590 ✉chiiki-iryo@city.hanamaki.iwate.jp

支給対象・支給額については裏面へ





支給対象・支給額一覧



分類	区分	単価（円）		支給要件
		基礎支援金 （1施設あたり）	加算支援金 （1床あたり）	
医療施設	病院 有床診療所	345,000	31,950	○医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療施設。ただし、岩手県及び独立行政法人国立病院機構が開設する医療施設を除く。
	無床診療所 （医科）	172,500	—	※休床中の病床は対象外。 ※すべての病床を休床している有床診療所は無床診療所の単価で算定。
	歯科診療所	172,500	—	
	助産所	172,500	—	○医療法の規定に基づき開設している助産所。
施術所	按摩・鍼・灸 柔道整復	57,000	—	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所。 ※同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一箇所のみ申請可能。
薬局	保険薬局	19,000	—	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設。



よくあるお問い合わせ（FAQ）

No.	お問い合わせ	回答
1	支給された支援金の用途には制限があるのか？	支援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はなく、実績の報告等も不要です。
2	同様の趣旨の支援金を岩手県にも申請予定であるが、市の支援金も同時に申請できるのか？	申請可能です。岩手県と花巻市の支援金の両方を受け取るためには、それぞれ申請する必要があります。
3	1法人が複数の施設や事業所を運営している場合（医療施設と社会福祉施設など）、それぞれ申請することができるのか？	それぞれの施設、事業所の種類ごとに申請が可能です。ただし、医療施設と社会福祉施設では申請先や支給要件等が異なりますので、それぞれの施設や事業所ごとにご確認ください。
4	医療施設であって、介護サービスを同一建物内で提供しているが、医療施設と介護サービス事業所でそれぞれ申請できるのか？	それぞれの施設、事業所の許認可ごとに申請可能ですが、医療施設と介護サービス事業所では申請先が異なりますのでご注意ください。
5	支援金はいつ入金されるのか？	申請書類に不備がないことを確認できてから振込まで概ね3週間程度の時間を要します。書類に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる場合があります。